

答 申 書
(答 申 第 320 号)
令和2年(2020年)9月10日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、訂正請求があった部分について、訂正をしなかったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る訂正請求について

本件諮問事案に係る訂正請求は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定により、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で審査請求人（以下「請求人」という。）が開示を受けた別紙1の1に掲げる個人情報の一部について、別紙1の2のとおり訂正を求めるものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、別紙1の2のうち、訂正請求①については、条例第30条で規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないとし、訂正請求②ないし訂正請求④については、条例第28条に規定する自己に関する個人情報の訂正の請求とは認められないとして、令和元年12月27日付け道本総（情）第167号で個人情報非訂正決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分に不服がある旨申し立てており、その内容は、個人情報訂正請求書のとおり訂正を求めていると解されることから、以下、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 訂正の要否について

ア 条例第28条第1項は、何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実には誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができるとしており、条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報を訂正請求権行使の対象としている。

また、事実には誤りがあるとは、氏名、住所、生年月日、学歴、職歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいい、個人に対する評価、判断等が適当でない、不当であるということは、事実には誤りがある場合には該当しないとされている。

イ 訂正請求を受けた実施機関は、条例第30条の規定に基づき、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。ただし、請求人から明確かつ具体的な主張又は訂正すべきであるとする根拠の提示がない場合並びに当該根拠をもってしても請求人が訂正を求める個人情報について、事実には誤りがあるとは認められない場合には、同条に規定する当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないことになる。

ウ 請求人は、訂正請求①ないし④について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 訂正請求①について

別件の審査請求を行う際に、宛名を北海道公安委員会委員長として審査請求書を提出したが、審査請求の担当者から行政不服審査法では、宛名は北海道公安委員会が正しいと言われ、北海道公安委員会委員長を北海道公安委員会に補正された。

警察法（昭和29年法律第162号）第79条では、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申出をすることができるように定めている。そして、苦情の申出の処理及び通知に関する規則（北海道公安委員会規則第10号）第3条では、警察本部長は、前条の規定により報告した苦

情の申出について、処理の結果の通知に必要な調査及び措置の状況を道公安委員会に報告するものとされている。苦情の処理は、警察法に基づく事務であるから、北海道公安委員会委員長は誤りであって、北海道公安委員会が正しい。

(イ) 訂正請求②ないし④について

北海道の文書事務の手引きに定める事項に従った文書の体裁になっていない。公文書管理の原則は文書主義であるため、文書事務の手引きに従った文書を作成してもらわなければ困る。

エ 実施機関は、本件処分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 訂正請求の対象公文書について

訂正請求の対象公文書は、請求人から警察法第 79 条第 1 項に規定する苦情の申出（以下「法定苦情」という。）を受理した北海道公安委員会からの指示に基づき、当該法定苦情の事実関係について調査を行った北海道警察本部長から北海道公安委員会委員長宛てに、その調査結果を回答した文書の写しである。

(イ) 訂正請求①について

北海道公安委員会委員長は、警察法第 43 条第 3 項に規定されているとおり、北海道公安委員会の会務を総理し、北海道公安委員会を代表することから、法定苦情の事実関係について調査を実施した北海道警察本部長が、その調査結果について「北海道公安委員会委員長」を宛名として回答したことに誤りがあるとは認められない。

(ウ) 訂正請求②ないし④について

請求人は、対象公文書の体裁について、北海道の文書事務の手引きの書式に沿った体裁に整えるよう求めていると解されるが、条例第 28 条第 1 項の規定の趣旨、解釈及び運用に照らしても、文書の体裁を整えることまで権利として認めているものと解することはできない。

オ 当審査会において、訂正を求める個人情報を見分したところ、当該個人情報は、請求人からの法定苦情の事実関係について調査を行った北海道警察本部長が、その調査結果を北海道公安委員会委員長宛てに回答した文書であった。

また、請求人に対し、訂正を求める内容と請求人に関する個人情報及びその管理状況との間の具体的な関連について説明を求めたところ、請求人から、自身の権利利益と関係はないが、指摘すべき事項があったため訂正請求のしることをとったとの回答があった。

カ 以上のことから、請求人は、訂正請求①ないし④について、警察法及び北海道の文書事務の手引きに沿って文書の体裁を整えることを求めているに過ぎず、自己に関する個人情報に係る事実の誤りの訂正を求めているとは認められず、条例第 28 条第 1 項で定める訂正請求の対象であるとは認められないため、実施機関が、訂正をしなかったことは、妥当であると判断する。

なお、実施機関は、訂正請求①について、事実には誤りがあるとは認められないとしているが、審査会は、前述のとおり、自己に関する個人情報に係る事実には該当するとは認められないと判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年4月2日	○ 諮問書の受理（諮問番号624） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤個人情報訂正請求書の写し、⑥個人情報非訂正決定通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し、⑨反論書の写し、⑩対象公文書の写し）の提出
令和2年6月11日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和2年7月6日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を説明 ○ 審議
令和2年8月3日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回審査会）	○ 答申案審議
令和2年9月10日	○ 答申

別紙 1

1 開示請求に係る個人情報の内容

開示請求者に係る

- (1) 公安委員会宛て法定苦情の受理について（〇〇年〇月〇日付け）
- (2) 調査結果
- (3) 北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について（〇〇年〇月〇日付け）の写し

2 訂正請求書における訂正を求める箇所、内容及び理由

(1) 訂正請求①

ア 訂正を求める箇所

北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について（〇〇年〇月〇日付け）の写し

イ 訂正を求める内容

「北海道公安委員会委員長」を「北海道公安委員会」に訂正せよ。

ウ 訂正を求める理由

平成 30 年 7 月 25 日付け審査請求書

「北海道公安委員会委員長」を「北海道公安委員会」に補正されたから。

(2) 訂正請求②

ア 訂正を求める箇所

北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について（〇〇年〇月〇日付け）の写し

イ 訂正を求める内容

北海道警察本部長「右 1 文字空ける」を「右 8 文字空ける」に訂正せよ。

ウ 訂正を求める理由

文書事務の手引き（北海道）

長に半分印影がかかり右 1 文字空くように押印するから。

印影省略の場合も同じ右 1 文字空くように、記載をするから。

(3) 訂正請求③

ア 訂正を求める箇所

北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について（〇〇年〇月〇日付け）の写し

イ 訂正を求める内容

標題・北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について「左 2 文字空ける」を「左 3 文字空ける」に訂正せよ。

ウ 訂正を求める理由

文書事務の手引き（北海道）

標題は、左 3 文字空けてから記載するから。

(4) 訂正請求④

ア 訂正を求める箇所

北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について（〇〇年〇月〇日付け）の写し

イ 訂正を求める内容

文末に 1 行開けて右詰めに「(警務部監察官室 2867)」を追加せよ。

ウ 訂正を求める理由

文書事務の手引き（北海道）

文末に連絡先を記載するから。